

会費免除に関する規程

(会費免除)

第1条 会員で療養のため1年以上離職した者、あるいはその他の理由で会費免除を受けようとする者は、本会規程の定めるところにより会費免除の取り扱いを受けることができる。

(免除申請)

第2条 前条の規程に基づき、会費免除の取り扱いを受けようとする者は、会費免除の理由を書面に記載して本会に申請するものとする。

(承認)

第3条 会費免除の取扱いは理事会の承認を得て決定する。

(免除期間)

第4条 本規程による会費の免除は、承認後2年を越えないものとする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成 4年 7月 5日より施行する。
- 4 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。